

つくばみらい市告示第 33 号

つくばみらい市おやこ・まるまるサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年 3 月24日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市おやこ・まるまるサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市おやこ・まるまるサポートセンター事業実施要綱（令和3年つくばみらい市告示第149号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「（昭和22年法律第64号）」を削り、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号中「配偶者暴力防止法」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「ほか、」の次に「関係法令等に基づき」を加え、同号を同条第7号とする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。